告

示

目

次

保安林皆伐許容面積の限度......

**林** 

政

課 :

上北地区

下北西部

"

四一七・八八

九四・四〇

兀

七戸川

奥入瀬川

示

号外第百一号

平成十七年十二月一日

青森県告示第八百九十八号

平成十七年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公 森林法施行令 (昭和二十六年政令第二百七十六号) 第四条の二第三項の規定により、

新井田川

"

三〇二・八八

一六八・五七

馬淵川下流

//

九三四・三二

一六五・三九

六六三・七九

平成十七年十二月一日

青森県知事

五八四·一八 青森地区 一、〇六〇·一一 一、〇六〇·一一	林 種	三 村 申 吾 三 一 八六・三五 ー 八六・三五 ー 八六・三五 ー 一 円 ー 円 ー 円 ー 円 ー 円 ー 円 ー 円 ー 円 ー 円 ー		岩木川下流 岩木川下流 岩木川上流 一中村川 - 笹内川	北 北 北 北 沙流出防備保安林
世 (ヘクタール) カ五二・一四 カ五二・一四 カカニ・一四	<b>∌</b>	村申	岩	4木川下流	"
	種	(ヘクタール) 皆伐許容面積限度	岩	4木川上流	"
青森地区	林	九五二・一四	亚	·	"
青森地区		一八六・三五	法	<b>冷瀬石川</b>	"
青森地区		一、〇六〇・一	今	7別川~蟹田川	"
		五八四・一八		<b>胃森地区</b>	"

(1) 平成17年12月1日 木曜日

岩木川下流

11

中村川~ 笹内川

水源かん養保安芸

位区域又は森林の集団の所在皆伐許容面積限度を定める単

保

安

林

平 川

11

一三七・七七

〇六・三四

八・五六

四〇・六八

七・四〇

岩木川上流

"

浅瀬石川	"	六八一・七八
今別川~蟹田川	"	
青森地区	"	
下北東部	"	

新 井 田 川 上 北 地 区 下 北 東 部		- 四九・四九 九六・四〇 九六・四〇 九六・四〇 八一・一四
馬淵川下流	11	•
新井田川	"	_
の木造町の区域に限る。) つがる市	飛砂防備保安林	六 <u>-</u> 四
前の市浦村の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併五所川原市	"	*・110
下北郡東通村	"	0  .
のむつ市の区域に限る。) (平成十七年三月十四日合併前むつ市	"	.0
下北郡大間町	"	〇・三六
上北郡野辺地町	"	六・二〇
" 六ケ所村	"	0六
横浜町	"	五〇
三沢市	"	_ - - 六

O 五 O	II	上北郡野辺地町
四・110	"	のむつ市の区域に限る。) むつ市
一三・八〇	"	下北郡東通村
0.1110	"	前の金木町の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併五所川原市
0.01	"	前の五所川原市の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併五所川原市
三・五〇	"	北津軽郡鶴田町
一五・六五	11	前の市浦村の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併五所川原市
五三・七一	"	の木造町の区域に限る。) つがる市
六九・一八	11	の車力村の区域に限る。) (平成十七年二月十一日合併前つがる市
0.10	"	の森田村の区域に限る。) つがる市
0.40	"	前の岩崎村の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併深浦町
	"	前の深浦町の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併深浦町
三・五六	防風保安林	西津軽郡鰺ケ沢町
二·六六	"	前の八戸市の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併八戸市
四・八〇	"	上北郡百石町

前の東北町の区域に限る。)(平成十七年三月三十一日合併上北郡東北町	の脇野沢村の区域に限る。) (平成十七年三月十四日合併前むつ市	の川内町の区域に限る。) いっぱい (平成十七年三月十四日合併前むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市の区域に限る。) (平成十七年四月一日合併前の青森市	前の三厩村の区域に限る。) (平成十七年三月二十八日合併東津軽郡外ヶ浜町	前の中里町の区域に限る。)(平成十七年三月二十八日合併北津軽郡中泊町	上北郡百石町	十和田市の区域に限る。) 十和田市	三沢市	前の上北町の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併 "東北町	前の七戸町の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併 ・ 七戸町	横浜町	" 六ケ所村
"	II II	II	II	"	II	II	干害防備保安林	"	"	"	II	II	"	II
○ <u>=</u> 八	四九一	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	一・七六	0.01	・四〇	0.01	O· <u>B</u> II	四・七〇	0.40	O·六六	八三〇	三一・八〇

ハハ・ハハ	II	南部地区
一五五・六二	保健保安林	津軽地区
八・六四	"	福地村
九・三一	"	" 三戸町
三・九四	"	三戸郡階上町
四八:八	"	上北郡六ケ所村
三二六	"	三沢市
- 三 七	"	十和田市の区域に限る。) (平成十七年一月一日合併前の十和田市
二 八 〇	"	前の七戸町の区域に限る。) (平成十七年三月三十一日合併 " 七戸町

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社 青森市第二問屋町三丁目 |番七七号 |(印刷所・販売人)

社 | 定価小口一枚二付十五円一銭号 | 毎週月・水・金曜日発行